

まんのう町告示第 134 号

下記の書類について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及びまんのう町税条例（平成 18 年条例第 55 号）第 18 条の規定に基づき、別紙のとおり公示送達する。

当該書類は、税務課において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和 8 年 8 月 27 日

まんのう町長 栗 田 隆 義



記

| 送達すべき書類の名称                    | 送達を受けるべき者の氏名又は名称 |
|-------------------------------|------------------|
| 令和 8 年度後期高齢者医療保険料<br>第 1 期督促状 | 大野 祐司            |